

京都大学	博士（地域研究）	氏名	内藤 大輔
論文題目	マレーシアにおける森林認証制度の村落住民への影響		
（論文内容の要旨） 本論文は、マレーシア国サバ州 D 保存林において 2006 年から 2008 年にかけて断続的に実施した臨地調査に基づき、森林認証制度の導入過程において認証制度の原則と基準がどのように適用され、またそれが地元村落住民に及ぼした影響がどうであったかを総合的に考察した研究である。本論文は 5 章よりなる。 第 1 章では、森林認証制度の成立過程と先行研究を概観し、本論の課題と目的、方法を示している。 第 2 章は、マレーシアにおける森林認証制度の導入過程とその現状を分析している。現在、マレーシアでは FSC（森林管理協議会）と MTCC（マレーシア木材認証協議会）の二つの認証制度が併存している。FSC は国際的な認証制度で、住民の権利保障に関する基準が厳しいためにマレーシア国内での認証事例は少ない。一方、MTCC はマレーシア独自の認証制度で、半島部マレーシアのほぼすべての州経営林がこの認証を取得している。しかしながら、主な輸出先である欧州では MTCC 認証の認知度は低く、認証材の輸出は振るわなかった。すなわち基準の厳しい FSC 認証の普及が進まない一方で、基準の緩い MTCC 認証材は市場に受け入れられないことを明らかにした。 第 3 章では、サバ州 D 保存林に隣接する W 村を事例として、同村の生業の変容と森林認証制度の導入が村落住民に及ぼした影響を記述している。焼畑と森林産物採取を生業としてきた W 村住民は、1960 年の D 保存林の指定を契機にそこでの林業関連労働に従事するようになった。住民が慣習的に利用してきた領域も保存林に組み込まれたものの、当時の保存林管理は緩やかで、焼畑やラタンをはじめとする森林産物採取をおこなうこともできた。1980 年代末には商業伐採が衰退して伐採キャンプが閉鎖され、林業関連労働も激減した。その後、1997 年に林業局が FSC 森林認証制度を D 保存林に導入し、保存林の境界管理を厳格化した。その結果、W 村住民の森林利用は厳しく取り締まられることとなった。このように森林伐採の悪影響から周辺住民を保護することを目的とする森林認証制度が、逆に住民の生業活動を制限していることを明らかにした。 第 4 章では、D 保存林で実施された認証機関による審査、林業局の対応、W 村住民への影響を審査資料に依りながら記述している。サバ州では保存林指定に際して、住民は慣習的土地保有権を請求することができる。しかし住民が保存林候補地の官報公示を知らないまま保存林指定手続きが進むことが多い。さらに手続きの煩雑さや土地税の負担などが原因となって、慣習的土地保有権の請求を断念する住民も少なくない。D 保存林指定の際にも W 村住民はその公示を知らず、慣習的土地保有権の請求は行わ			

れなかった。しかし境界管理が緩やかであったので、問題が顕在化することはなかった。一方、森林認証機関の審査では D 保存林における関連法の遵守が求められたために、境界が厳格に管理されるようになり、結果として住民の慣習的林野利用も厳しく制限されるようになった。認証機関による審査過程を時系列に沿って検証することで、住民の権利把握と保障が実現できなかった理由を明らかにしている。

第 5 章では、本論の事例研究を踏まえて、森林認証制度の導入が林業局による林野の囲い込みを図る手段となりうることを論じている。森林認証制度の導入は、森林管理を強化するための正統性を林業局にもたらすことにもなった。森林認証制度をはじめとする市場メカニズムを介した新たな自然資源管理手法を導入する際には、地元住民の慣習的権利への配慮がとくに重要であると結論づける。

(論文審査の結果の要旨)

マレーシアのサバ州では、1960年代からフタバガキ科樹種を中心とする商業伐採が進展し、原木丸太が日本などへ輸出されてきた。しかし過度な伐採と農地開拓により、サバ州の森林面積は大幅に減少し、同州の税収に占める木材関連収入も減少している。近年、同州は森林政策を転換して原木丸太輸出を規制しているが、依然として合板や製材品などの木材関連産業は重要な位置を占めている。そうした中で、サバ林業局は森林認証制度を導入し、キナバタンガン川中流域に位置するD保存林においてFSC(森林管理協議会)による認証を取得した。

本論文はこうした背景の中で、サバ州における臨地調査に基づき森林認証制度の導入が地元村落住民に及ぼす影響を実証的、総合的に研究した成果をまとめたものである。森林政策学、森林経営学的観点から東南アジア熱帯林における森林認証制度の問題点を検討するとともに、地域住民の視点から商業伐採と認証制度が生活と生業に及ぼす影響を分析した本論文は、以下の諸点において先駆的な研究として評価できるものである。

1. サバ州キナバタンガン川流域のD保存林に隣接するW村を対象に、同村の生業の変容と森林認証制度の導入が村落住民に及ぼした影響を明らかにした。高齢等の理由により調査困難であった世帯を除いた同村全世帯の世帯主の個人史を時系列に沿って整理し、生業変遷図を作成した。その上で住民の生業履歴を、1) 1920年代から1950年代前半までの森林産物採集期、2) 1950年代後半から1980年代までの商業伐採期、3) 1980年代末から現在までのポスト商業伐採期の3つの時期に分けて記述している。これらの知見は、サバ州における商業伐採と森林認証制度が地元村落に及ぼした影響を住民の視点から明らかにしたもので、森林政策学に対しての地域研究からの貢献である。
2. D保存林で実施された認証機関による審査、林業局の対応、W村住民への影響を審査資料に依りながら明らかにした。認証機関による審査過程を時系列に沿って検証することで、本来は住民の権利保障を目的とする認証制度が、逆に住民の慣習的利用権を制限していることを指摘した上で、そのようなねじれが生じた要因に既存法と実態の乖離があることを明らかにした。これは森林管理学的貢献であるとともに、この地域における今後の森林認証制度の改良にも貴重な知見を提示するものである。
3. マレーシアにおける森林認証制度の導入過程とその現状を分析し、基準の厳しいFSC認証の普及が進まない一方で、基準の緩いMTCC認証材は市場に受け入れられない現状を確認している。森林認証により市場での付加価値を高めるためには、認証そのものの透明性、公平性を前提とした社会的認知が必要である。厳密さを欠くMTCC認証基準の問題点の指摘は、マレーシアにおける森林認証制度改革にも資する知見を含んでいると評価できる。
4. 森林認証制度の導入が林業局による林野の囲い込みを図る手段となりうることを

論じた上で、認証制度導入が結局は森林管理を強化するための正統性を林業局に与えることになったと考察している。森林認証制度をはじめとする市場メカニズムを介した新たな自然資源管理手法を導入する際には、地元住民の慣習的権利への配慮がとくに重要であるとの結論は、地域に根ざした総合的な視点から熱帯林管理を検討したものとして意義があるといえる。

5. 長期の現地滞在によって、森林経営学、森林政策学の観点から地域理解を試みた本研究は、地域研究に寄与するところが大きい。

よって、本論文は博士（地域研究）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成 22 年 1 月 15 日、論文内容とそれに関連した事項について試問した結果、合格と認めた。